

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第422号)

平成17年11月4日

横情審答申第422号

平成17年11月4日

横浜市病院事業管理者

岩 崎 榮 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年1月12日衛市庶第755号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「病院での決まり（横浜国立大学市民病院）治療後の説明を求めた時に医事の方が同席しなければいけない病院のきまり又はそれに類するもの（初回時から）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「病院での決まり（横浜市立市民病院）治療後の説明を求めた時に医事の方が同席しなければいけない病院の決まり又はそれに類するもの（初回時から）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「病院での決まり（横浜市立市民病院）治療後の説明を求めた時に医事の方が同席しなければいけない病院の決まり又はそれに類するもの（初回時から）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長が、平成16年11月4日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

なお、平成17年4月1日に横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が設置されたことにより、本件異議申立てについて決定をする権限は、横浜市長から実施機関に引き継がれた。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 医師面談時の事務担当者の立会いについては、横浜市立市民病院事務分掌規則（昭和36年4月横浜市規則第34号。平成17年4月横浜市規則第66号による廃止前のもの。以下「市民病院事務分掌規則」という。）、横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号。平成17年4月達第25号による改正前のもの。以下「係設置規程」という。）及びそれに基づく係事務分担（昭和35年7月。平成17年4月1日改正前のもの。以下「係事務分担」という。）には具体的に明記されていない。
- (2) 本件のように退院後に受診時の経過等について患者家族から説明を求められたことについて衛生局市民病院管理部医事課（当時。現在は、病院経営局市民病院管理部医事課。以下「医事課」という。）の職員が窓口となって医師に取り次いだ場合又は医師から同席の要請があった場合などには、係事務分担に規定されている「その他外来患者に関すること」（衛生局市民病院管理部医事課外来係（当時。現在は、病院経営

局市民病院管理部医事課外来係。以下「外来係」という。))、「その他入院患者に関すること」(衛生局市民病院管理部医事課入院係(当時。現在は、病院経営局市民病院管理部医事課入院係。以下「入院係」という。))を運用し、医事課職員が説明の場に立ち会うこととしている。

- (3) 本件申立文書である医師の説明時の同席について具体的に明記したきまり等の行政文書は、作成及び保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当である。平成16年4月21日、医者は当病院のきまりと説明して、携帯電話で主治医及び医事の方(入院係長、外来係長)を呼んだ。走ってきた3人のうち医事の方2人は、同席をし、メモを取った。
- (2) 医事課職員を呼んで説明に同席させた医師は、「病院のきまり」と言ったのだから、そのきまりを開示してほしい。
- (3) 事務規定と言われただけではわからない。どの規定をどのように運用したのか、また、誰が運用することを決めたのかを説明してほしい。
- (4) 医師は、治療について説明する義務がある。申立人は、説明してもらえる日時を聞きに医師の部屋に入ったのに、医師は、病院のきまりだからと言って直接関係のない医事課の職員を呼んだ。なぜ、申立人と対立するような対応をするのか。
- (5) 医事課職員は、自己紹介もなく同席したので、そのときは役職も分からず、後になって知った。本来なら、事前にこういう理由で誰を同席させるという説明をして、当方の了承が必要であると考えるが、そういうことは一切行われなかった。
- (6) 医師と患者家族にトラブルがあった場合に、医事課職員の同席が行われていると思うが、本件はトラブルが発生する前から同席を求めている。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

申立人は、開示請求書に「病院での決まり(横浜市立市民病院)治療後の説明を求めた時に医事の方が同席しなければいけない病院の決まり又はそれに類するもの(初回時から)」と記載して本件請求を行っている。また、異議申立書及び意見陳述における主張から、申立人は、横浜市立市民病院に係る規定すべてではなく、治療後の医

師の説明に医事課の職員が同席することについて規定されている文書又はそれに類するものを求めていると認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 申立人は、医事課職員を呼んで説明に同席させた医師は、「病院のきまり」と言ったのだから、そのきまりを開示してほしいと主張している。

イ それに対し、実施機関は、医師の説明時への医事課職員の同席について具体的に明記したきまり等の行政文書は、作成及び保有していないとしている。

ウ このため、当審査会では、平成17年8月5日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 市民病院事務分掌規則、係設置規程及び係事務分担には、事務担当者の立会いについて明記はされていないが、医事課の職員が窓口となって医師に取り次いだ場合又は医師から同席の要請があった場合などには、係事務分担に規定されている「その他外来患者に関すること」及び「その他入院患者に関すること」を運用し、医事課職員が医師の説明の場に立ち会うこととしている。本件についても、医師からの連絡を受け、医事課職員が説明の場に同席をしている。

(イ) 患者家族等への医師の説明時に医事課の職員が同席することを規定した文書は、作成及び保有しておらず、また業務マニュアル等にも医事課職員の同席の規定を記載したものは無い。

(ウ) 申立人が本件請求を行った際に、係事務分担の規定の運用で同席していることを説明している。

(エ) 医師が「きまり」と言ったかどうかについては確認できず、また言ったとしたならば、何を意味して言ったのかということもわからない。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

まず、当審査会は、市民病院事務分掌規則、係設置規程及び係事務分担を見分した。その結果、係事務分担において外来係及び入院係の分担事務のひとつとして、それぞれ「その他外来患者に関すること」及び「その他入院患者に関すること」という規定が存在することを確認したが、医師の説明に医事課の職員が同席するということを具体的に定めた規定は、3つの規則等のいずれにも認められなかった。

オ 次に、規則等以外にも医事課職員が同席することを規定した文書は存在しないという実施機関の主張について検討する。

医事課職員の同席について規定した業務マニュアル等の文書も存在しないという実施機関の主張については、業務マニュアル等は業務の円滑な遂行に役立てること等を目的に作成されるものであり、必ず作成されるとは限らないため、特に不自然とは認められないと判断した。

申立人は、医事課職員に同席を要請した医師が言った「病院のきまり」を開示してほしいと主張しているため、当審査会は、実施機関にその点を質問したが、当該医師が「きまり」と発言したこと及び発言したならば何を意味していたのかということについて、実施機関は確答していない。

当審査会は、仮に、当該医師が発言したならば、文書化された「きまり」は無くとも、医事課職員の同席について普段から職員間の申し合わせ等による認識の共有化が行われており、当該医師はそれを意味して言った可能性もあると考え、その旨を実施機関に質問をしたが、日常的にそういったものはなかったとの回答である。また、医事課職員の同席がしばしば行われていた病院内の実態を意味して発言した可能性もあると考えられるが、それは推論の域を出ないものである。

医師の「きまり」発言の有無及びその意味するところはともかく、当審査会は、医事課職員が同席することを規定した文書が実施機関に存在すると推認させる事情を確認することはできなかった。そのため、本件申立文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められないと判断した。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年 1 月 12 日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年 1 月 27 日 (第55回 第一部会) 平成17年 1 月 28 日 (第56回 第二部会)	・諮問の報告
平成17年 4 月 8 日 (第292回 審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年 6 月 17 日 (第4回 第三部会)	・審議
平成17年 7 月 1 日 (第5回 第三部会)	・審議
平成17年 8 月 5 日 (第7回 第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年 8 月 19 日 (第8回 第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年 9 月 2 日 (第9回 第三部会)	・審議